

ねんきん

通信

60歳を迎えられる方はぜひお読みください!!

国民年金の任意加入制度について

20歳以上60歳未満の方々は、すべて国民年金被保険者とされており、そのうち、国民年金第1号及び第3号被保険者としての期間がある方に対しては、60歳に到達すると、「国民年金についてのお知らせ」葉書が送付され、ご自分の年金記録について確認することができます。しかし、この葉書の見方には注意が必要です。葉書の下部はこのようになっております。

被保険者月数	納付月数	免除月数	未納月数

まず、「被保険者月数」ですが、これはあくまで国民年金第1号及び第3号被保険者として登録されている期間を表します。ですから、厚生年金等に加入していた期間や、本来、国民年金に加入しなげなればならなかったにもかかわらず、届出を怠っていたために、未加入だった期間などは除かれております。

そのため、「被保険者月数」と「納付月数」が同月数だからといって、必ず満額の年金給付を受けられるわけではありません！

次に、「免除月数」ですが、この期間の年金額は3分の1となりますので、ここに数字の記入されておられる方も、満額の年金は受給できません。

最後に「未納月数」ですが、これは国民年金第1号及び第3号被保険者として加入されておられる期間のうち、未納の月数を表します。この期間が多いと、年金給付すら受けられない場合がありますので注意が必要です。これらの点

をまとめますと、満額の年金を受けられないケースは、

- ①厚生年金等に加入したことがないのに、「被保険者期間」が480月（昭和16年4月1日以前に生まれた方は段階的に減月）に満たない場合
- ②「被保険者月数」と「納付月数」が異なる場合
- ③「免除月数」がある場合
- ④「未納月数」がある場合

が考えられます。

「国民年金についてのお知らせ」葉書を受け取った方は、必ずこれらの点を確認することをお勧めします。

60歳に到達された時点で、満額の年金を受け取ることができない方は、国民年金に任意加入することにより、年金受給を増額または満額とすることができます。

受給権を取得されていない方（原則25年の受給資格期間を満たしていない方）は70歳まで、満額及び増額を目的とされる方は65歳まで加入し保険料を納めることができますので、役場窓口で手続きをお願いいたします。

なお、任意加入制度は、届出を行った日の属する月から納付が可能となりますので、届出が遅れますと、その分受け取る年金額にも影響がでますので、早めの手続きをお勧めいたします。

ご自分の年金にご不安な方は、役場窓口にて確認することができますので、遠慮なくご相談ください。

詳しくは、役場町民課福祉住民係(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。



まちのうごき

(平成16年1月末日現在)

男	1,435 (-4)
女	1,400 (-4)
計	2,835 (-8)
世帯数	1,266 (±0)

※()内は前月比

☆お誕生おめでとう
吉田都二(父正孝) 妻南二
野村才也(父俊) 栄町
羽坂光希(父正) 宇間寮
★お悔やみ申し上げます
見延秀男(81歳) 宇下沼
出倉岩男(78歳) 宇幌延
小野寺スエ子(71歳) 宇間寮別

戸籍の窓

1月

◇社会福祉に
〔香典返しの一部〕
藤澤幸二(妻) 一条北一
小川政明(父) 宇開進
見延アヤ子(夫) 宇下沼
出倉豊子(夫) 宇幌延

「寄付ありがとうございます」

1月